

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 社会の変化と福祉サービスの必要性

人口減少、少子・高齢化や核家族化といった社会全体の変化により（家族機能の変化や価値観の多様化等から）地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会は大きく変化しつつあります。

特に、人口減少は全国的に大きな課題となっています。本市では、人口動向や国立社会保障・人口問題研究所等の将来人口推計および市民アンケートの結果を踏まえて、将来、都市機能を維持できる人口構造・世代間の割合を示すとともに、2030年（平成42年）までの人口目標を設定しました。

今後も人口減少傾向が続くと予想されるなか、出生率、社会増減の均衡を図り、平成32年（2020年）の総人口を95,971人、平成42（2030年）の総人口を89,085人としています。

鹿沼市の総人口（世帯別年齢構成）・世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年 (推計値)	平成32年 (推計値)	平成42年 (推計値)
総人口	104,764	104,148	102,348	99,336	95,971	89,085
年少人口 (14歳以下)	16,607 (15.9)	15,024 (14.4)	12,010 (12.0)	12,288 (12.4)	11,087 (11.6)	9,664 (10.9)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	68,338 (65.2)	67,206 (64.6)	60,360 (60.3)	60,054 (60.5)	55,656 (58.0)	49,464 (55.5)
老年人口 (65歳以上)	19,745 (18.8)	21,890 (21.0)	27,730 (27.7)	26,994 (27.1)	29,228 (30.4)	29,957 (33.6)
世帯数	32,291	33,837	34,999	38,317	37,861	35,841
一世帯当人数	3.24	3.08	2.92	2.59	2.53	2.49
社会増減数(5か年累計)	624	-506	-964	-758	-495	0
合計特殊出生率	1.44	1.32	1.35	1.36	1.43	1.60

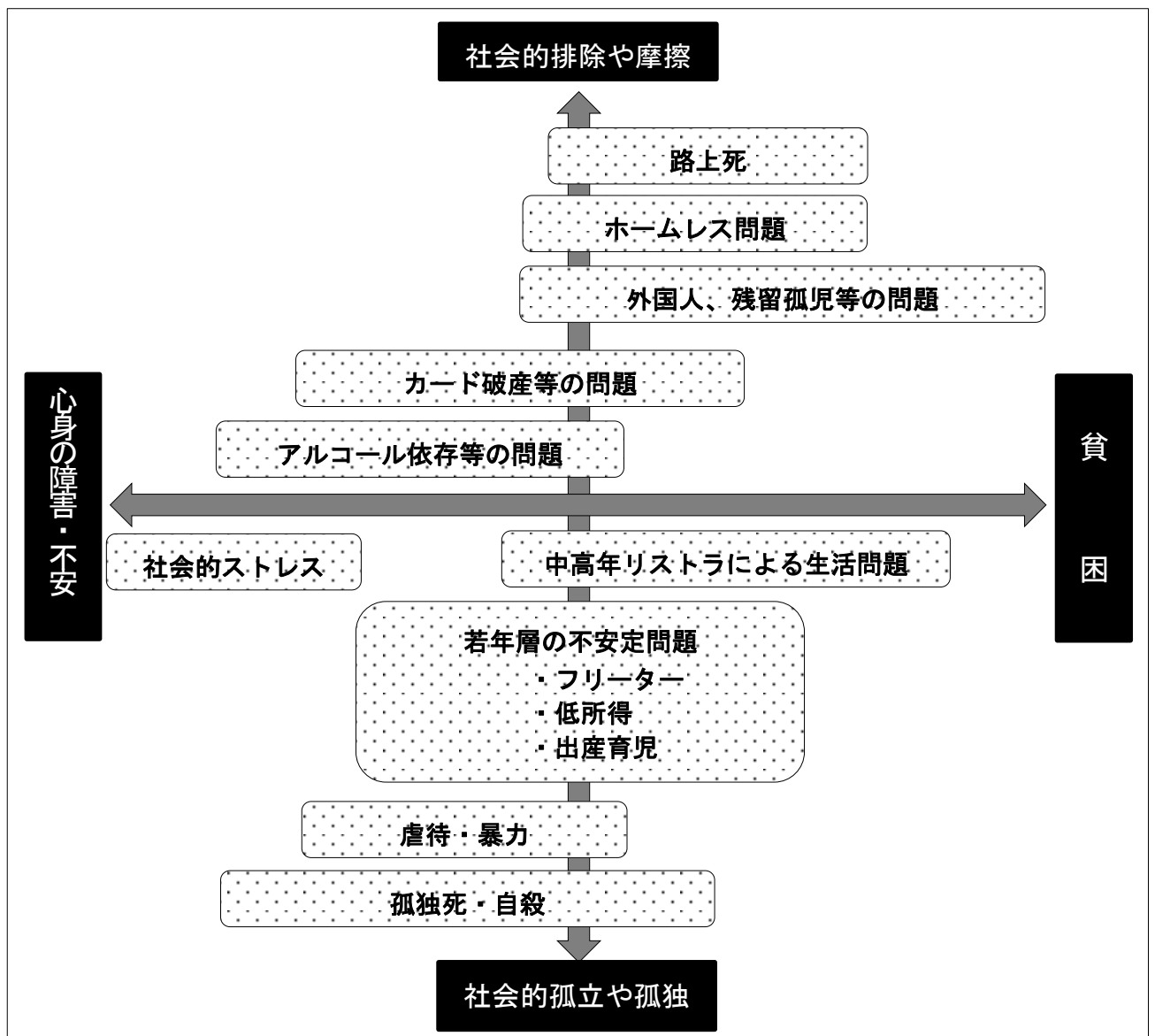
*鹿沼市総合戦略「人口ビジョン」より(平成27年10月発行)

合計特殊出生率 1.36⇒1.60、社会増減（転入・転出等）の-758⇒0

このような中、経済不況による雇用環境の不安定化等により生活不安が増大し、自殺者の増加、家庭内暴力、児童虐待、子どもの貧困、引きこもり、高齢者の孤立化等、様々な課題が発生してきています。

また、福祉課題が多様化、複雑化してきており、あらゆる世代の方が突然に孤立や貧困に陥ってしまう可能性があると考えられています。

こうした実情に対し、公的なサービスだけでは対応が困難な新たな課題に対処するため、地域での支え合いやつながりといった『地域力』が求められてきています。



「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉の在り方に関する検討会 報告書」(2000.12.8)

（２）社会福祉の仕組みの変化

近年の社会福祉は、社会福祉基礎構造改革の中で平成12年6月に「社会福祉法」が成立し、そこで「地域福祉の推進」（第4条）が位置づけられました。この中で地域福祉は、福祉サービスを必要としている人々が自立した社会参加ができるよう、地域住民はもとより、社会福祉事業者や福祉に関わる人々が相互に協力し、地域社会で生活課題の解決を図ることが示されており、この地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法では、市町村は「市町村地域福祉計画」を策定する旨の規定を設け（第107条）、施行されています。

本市では、第7次総合計画の「いちごいちえ」と自治基本条例の「市民が自分たちで地域を守る」精神により、「全ての住民が住みなれた地域で心地よく暮らすこと」ができるよう、地域福祉計画を策定します。

参 考

「社会福祉法」より抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 社会福祉制度の変遷

- 平成12年 ○社会福祉事業法が社会福祉法に改正
・利用者の立場に立った社会福祉の仕組みの確立
- 介護保険制度の施行
・介護を社会全体で支える仕組みの創設
- 平成15年 ○次世代育成支援対策推進法の施行
・次世代育成支援対策を推進するための理念と責務を掲示
- 平成18年 ○介護保険法の改正
・介護予防を重視する仕組みや新サービス体系の導入
・地域包括ケア体制を支える地域の中核機関としての「地域包括支援センター」の設置
- 障害者自立支援法の施行
・障がいの種別にかかわらず、一元的に福祉サービスを利用できる仕組みの構築
・入所施設からグループホームなど地域生活への移行や一般就労への移行
- 在宅医療の推進
- 平成20年 ○後期高齢者医療制度の導入
- 平成22年 ○「子ども・子育てビジョン」閣議決定
- 平成24年 ○介護保険法の改正
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの創設
- 障害者虐待防止法の施行
- 子ども・子育て関連3法の制定
- 平成25年 ○障害者自立支援法の改正
・障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改称
・障がい者の範囲に難病等を加える
- 障害者優先調達推進法の施行
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定
- 平成26年 ○地域医療介護総合確保推進法の施行
- 平成27年 ○生活困窮者自立支援法の施行
・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る
- 介護保険法の改正
・地域包括ケアシステムの構築と保険料等費用負担の公平化
- 子ども・子育て支援新制度の開始
- 平成28年 ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

(4) 安全・安心に暮らせる地域づくりの必要性

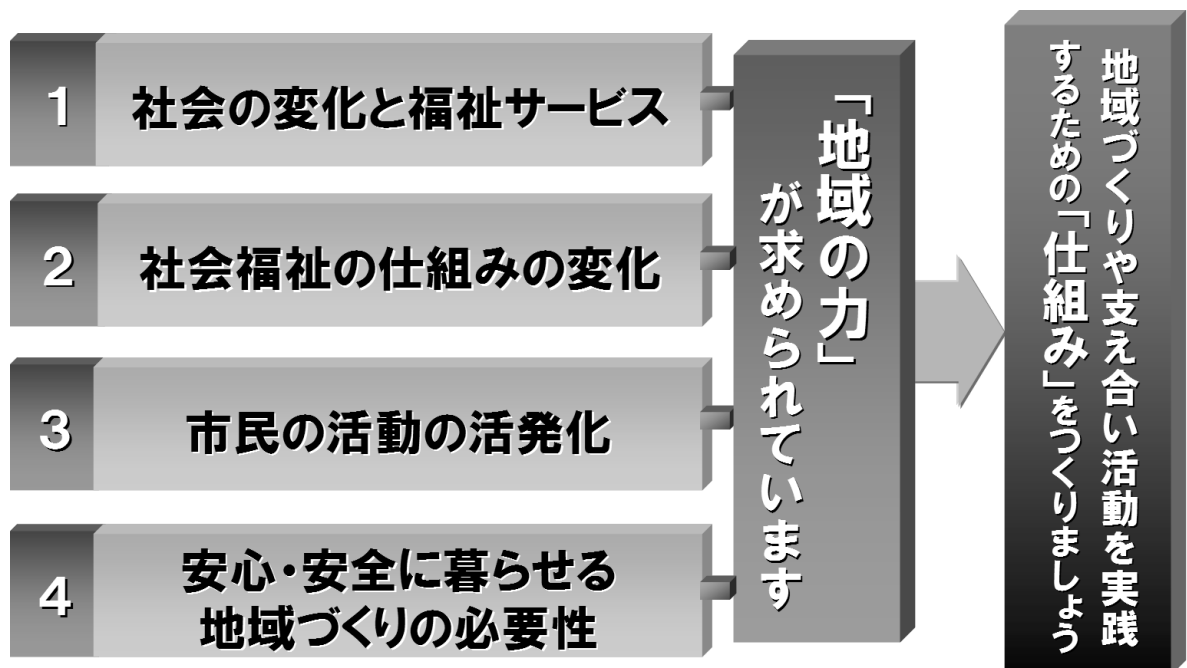
近年、大規模な地震や風水害などの災害の発生や、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪や事故が多発する中、防災や防犯に対する関心は市民の中で非常に高まっています。

特に災害時における対応の手立てとしては、個人や家庭による「自助」、地域における住民同士の助け合いの「互助」、制度化された相互扶助の「共助」、公的な支援の「公助」がありますが、それらのうち、「自助・互助・共助」の役割が特に重要視されています。そして「公助」は、「自助・互助・共助」での対応が困難な場合の支援を担っています。

また、これからは地域の人々、世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」を再構築する必要があります。本市では、向こう三軒両隣であるご近所の助け合いの「互助」を「近助」とし、力を入れて取り組みます。

さらに助け合いは、お互いに尊敬や尊重を示すことで自分自身の生きがいや自己表現にもつながり、支える人と支えられる人の両者にとっての人生と生活の質を豊かにしてくれます。そして、地域コミュニティのつながり、絆の再構築に向けても重要な役割を果たすと考えられます。

これからの地域に根差した助け合いを推進するにあたっては、自助・近助（互助）・共助・公助のすべてが必要となってきますが、安全・安心に暮らせる地域づくりを進めるうえでは、いざというときに助け合える関係を築いていくことが必要であることから、本市における地域福祉の取り組みをさらに推進していくため、「第3期鹿沼市地域福祉計画」を策定します。



2 計画の役割と位置づけ

(1) 地域福祉とは

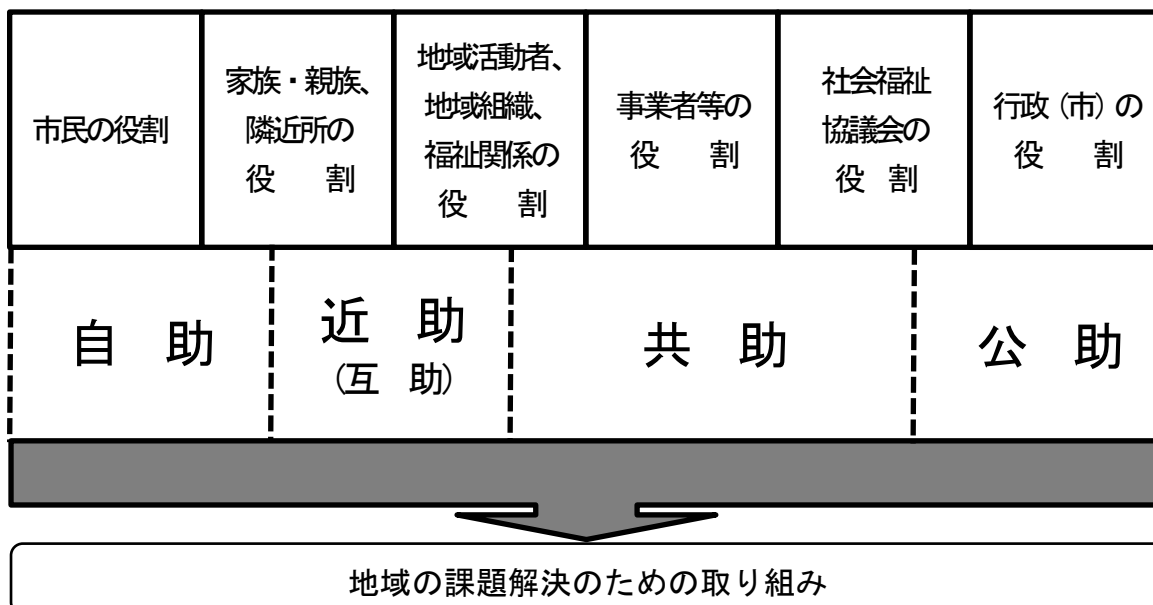
社会福祉の問題は特殊な人々に生ずる特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送るうえで誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて他人の『助け』を得て問題を解決しながら生きています。

その助けは、法律などによって制度化された公的なサービスのほか、家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題の解決方法として、自分以外の人から援助や支援を得て生活を継続しています。

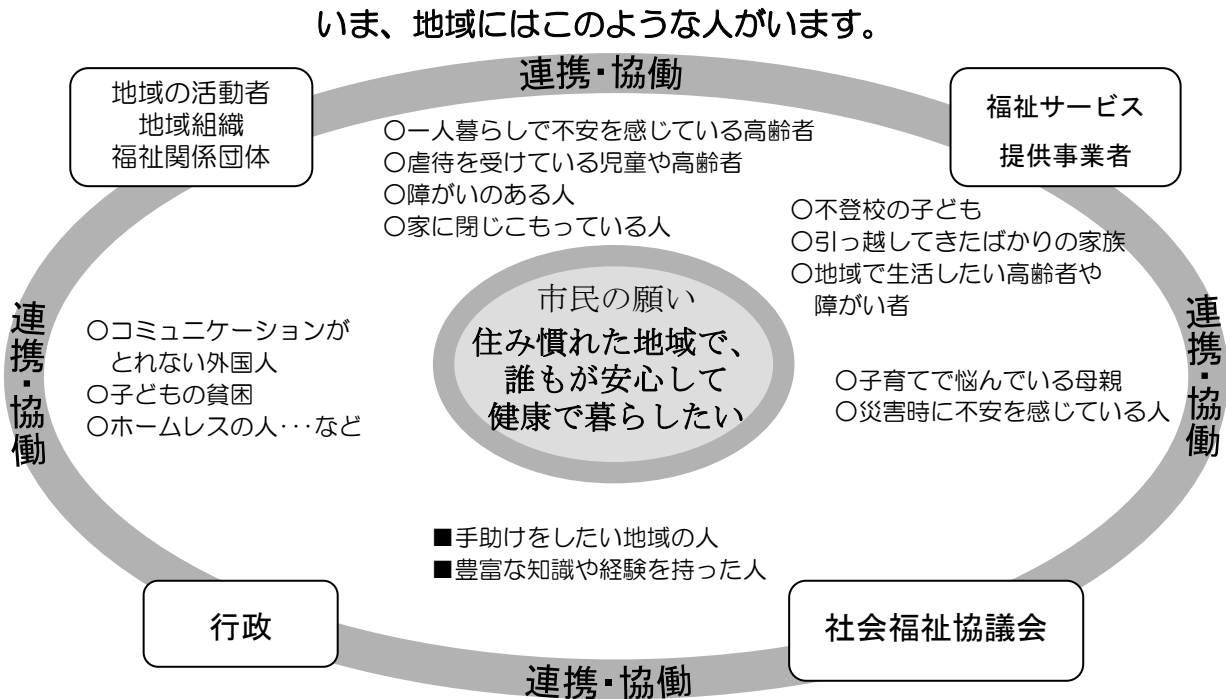
地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置づけられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域等との社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、安心して暮らすことができるような状態を築いていくこと」と考えられています。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、地域のご近所さん同士が相互に助け合い【近助】、制度化された相互扶助のサービスを受ける【共助】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要であると考えられます。

特に、自分ひとりや家庭だけでは解決できない「困りごと」や行政サービス・民間のサービスでは対応できない問題を解決していくためには、住民、団体・組織、企業等が連携した地域づくりや支え合い【共助】が求められています。



(2) 地域福祉計画の必要性



だから今、地域福祉なのです

市民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取り組みが求められています。

地域福祉計画

地域づくりや支え合い活動を実践するための「仕組み」をつくりましょう

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の「まとまり」や「つながり」が弱まっています。
みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…
さらに暮らしやすい地域ができるはずです。

「困ったときはお互い様」「向こう三軒両隣」の精神が大切です

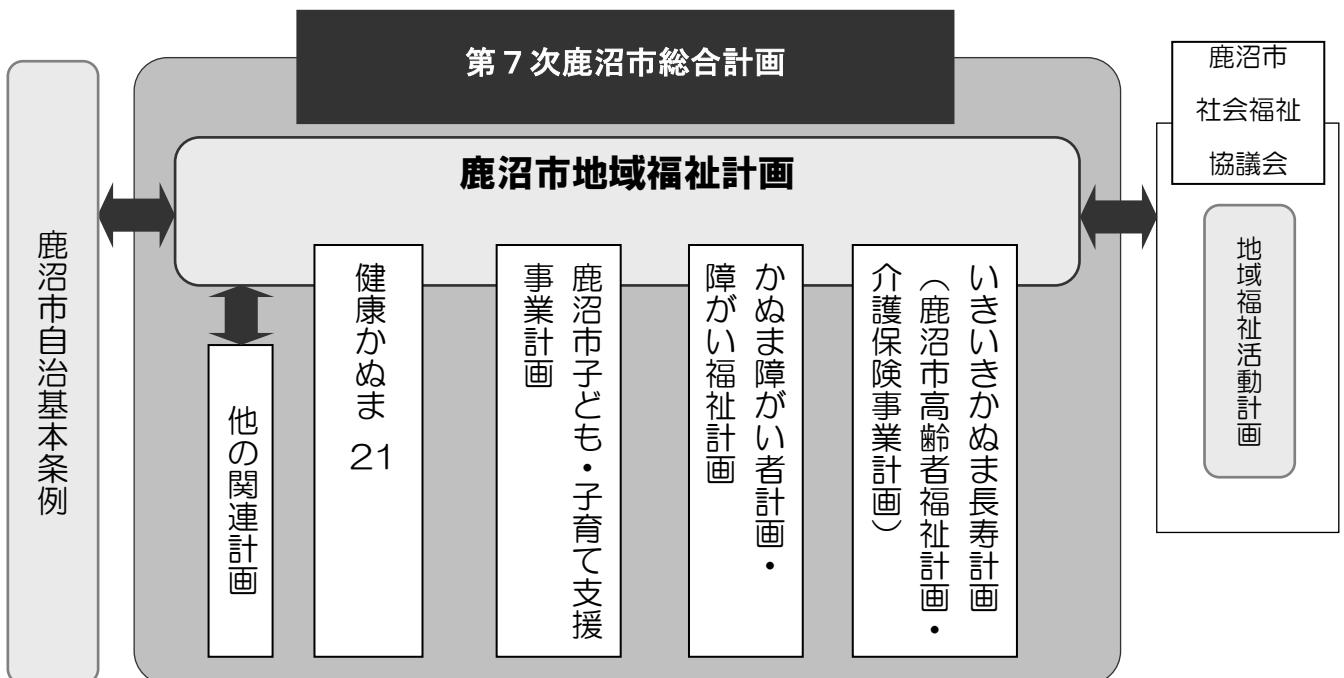
(3) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、障がいの有無、国籍、性別などにかかわらず、地域で暮らす、すべての人々であると考えます。

地域福祉の担い手も、すべての人々及びその集合であると考えます。家族、親族、隣近所、地域住民、町内会・自治会、行政、学校、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

(4) 計画の位置づけ

社会福祉法では地域福祉を積極的に推進するため、市町村行政に「地域福祉計画」の策定が求められています。この計画は「かぬま障がい者計画」「子ども・子育て支援事業計画」「いきいきかぬま長寿計画」「健康かぬま21」などの福祉分野の計画やその他、住民一人ひとりの生活にかかわるすべての行政計画の地域福祉の理念を共有する、総合的な基本計画です。この「地域福祉計画」を具体化し、地域福祉を推進する住民活動の目標を定めたものが「地域福祉活動計画」であり、車の両輪のように連携するものとなります。



(5) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

この地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画であり、現在の「鹿沼市地域福祉活動計画」は、「鹿沼市地域福祉計画」を基本に地域福祉活動(コミュニティ)推進協議会や自治会協議会及び各種団体の協力をいただき、以前の活動の見直し、新たな事業の検討を重ね、市内17地区でそれぞれの地域に合った活動内容になっております。

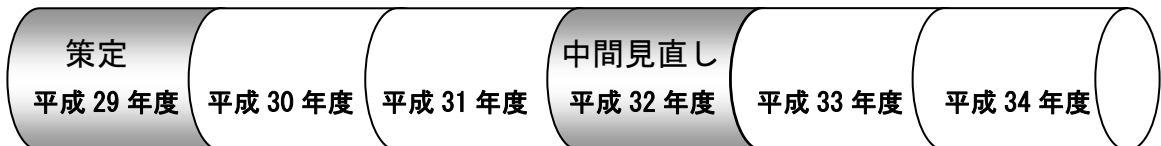
本計画は、平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5カ年を実施期間とします。また社会情勢の変化などにより、適時見直しを図っていきます。

本計画と連携し、社会福祉協議会が作成する鹿沼市地域福祉活動計画は平成29年度の策定を予定しています。

【鹿沼市地域福祉計画の策定期間】



【鹿沼市地域福祉活動計画の策定期間】



H29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
第7次鹿沼市総合計画					次期鹿沼市総合計画				
第3期 鹿沼市地域福祉計画					第4期 鹿沼市地域福祉計画				
第7期いきいきかぬま長寿計画			第8期いきいきかぬま長寿計画			第9期いきいきかぬま長寿計画			
かぬま障がい者計画			かぬま障がい者計画			かぬま障がい者計画			
第5期鹿沼市障がい福祉計画			第6期鹿沼市障がい福祉計画			第7期鹿沼市障がい福祉計画			
子ども・子育て支援事業計画			子ども・子育て支援事業計画					子ども・子育て支援事業計画	
第3期 健康かぬま21					第4期 健康かぬま21				

